

親しみやすい名称に潜む

有村治子

参議院議員 比例代表(全国区)選出

「女性宮家」の危険性

衆参与野党こそ政府に女性宮家創設を検討させることが適切なのか

たった一人の意思表示

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議

一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。(以下、略)

今年六月、今上陛下のご譲位、皇太子殿下のご即位を三年以内が可能にする皇室典範特例法が、参議院にて全会一致で可決しました。法案自体は全会一致だったのですが、参議院特別委員会審議においては、附帯決議が「賛成多数」となりました。

附帯決議というのは、衆議院・参



「附帯決議」にただ一人賛成しかねる意思表示をした有村
治子議員（別左端）

議院が法案を審議する際に立法府として政府に求める要望のようなものです。附帯決議自体は法的拘束力を持ちませんが、立法府としての意思表示ですから、政府としても無視することはできません。今回も、菅官房長官が政府を代表して決議の趣旨を尊重する旨を発言され、議事録に発言が残っています。

附帯決議の採決が衆議院と参議院双方でなされ、委員会では起立によって各議員の意思が確かめられました。私は一人着席したまま、附帯決議には賛成できないという意思を表明することにしました。

憲法は天皇陛下下の地位が「国民の総意に基づく」と定めており、私としても、与野党の垣根を越えて全会一致でこの法案本体を通すことが美しいと考え、行動してきました。皇室を

敬愛申し上げる保守の議員として、法案の全会一致は非常に喜ばしいことだと考えています。ところが、附帯決議に関しては、私が国会で唯一賛成しなかった議員となりました。

私は、参議院において「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会」の次席理事を務めていました。通常の委員会運営であれば、与野党の理事が附帯決議の文面や合意形成を衆・参それぞれにおいて現場で取りまとめます。

しかし今回は事の重大性に鑑み、「衆参両院の附帯決議は全く同じで」という異例の、より高い次元での合意が採決の数日前になされてしまい、現場をあずかる理事の私が各方面に粘り強く掛け合っても、内容に加筆することすらできませんでした。

私は、附帯決議の内容に将来禍根

を残しかねない危険性があることを何とかして訴えるために理事を辞任し、最後は一議員として「附帯決議に賛同しかねる」と意思表示をするに至りました。

「有村は常々皇室敬慕の念強い保守議員なのに、なぜ賛成できなかったんだ」と思われる方も多いかと思えます。今回、その背景を謹んでご報告します。

附帯決議の中核は、「政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について（中略）検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること」という内容です。

皇位継承を安定的に進めるための課題を政府がしっかりと検討するということは当然で、その後の「」という読点（すなわち皇位継承と女性宮家問題を切り離すという考え方）が

重要なのですが、しかしその後にくく附帯決議の文言では、女性宮家の創設「ありき」の印象を拭えません。

皇室活動の安定に向けて、大別すると、いわゆるリベラル派は女性宮家の創設に積極的な一方、いわゆる保守派は旧皇族の皇籍復帰を主張しています。保守とリベラル、両者の主張が附帯決議に両論併記されバランスが取れていれば、私も安心して妥協し、心して賛成に廻っていたと思います。

ではなぜ、女性宮家の創設を警戒し、警鐘を鳴らすのでしょうか。

女性宮家とは何か

まず、「女性宮家」という言葉を多くの人が無意識に使っていますが、そもそも国権の最高機関である国会

においてすら、定義は定められていません。今から五年前、同じ自民党の山谷えり子議員が、民主党・野田内閣の藤村官房長官に対し、女性宮家について質しておられます。

公式の国会質疑において、藤村官房長官は「女性宮家なる言葉というのは、昨年これは十一月に新聞報道で多分初めて使用されたように思います。女性宮家の定義というのは必ずしも明らかでなく、人によって様々な考えがあるものと承知しています」

「確かに女性宮家の定義が明らかでないものですから、余り明らかでない言葉を使わないようにしたいとは思いますが（議事録）」と時の政府として答弁しています。

女性宮家とは一体何を意味するのかということが、行政府・立法府においてすら共有されていないのです。



ありむら はるこ
1970年、石川県生まれ、滋賀県育ち。ICU国際基督教大学卒業後、米国SIT大学院修了。日本マクドナルド(株)勤務を経て、2001年、参議院議員選挙比例代表(全国区)で自民党より初当選。現在、参議院3期目。文部科学大臣政務官、自民党女性局長、参議院環境委員長、自民党政調会長代理を歴任。2014年、安倍内閣で初代女性活躍担当大臣・少子化対策担当大臣等を務めた。しっかりとした国家観と地に足のついた生活感を併せ持つ、命の重み、家族や地域の絆、国家の尊厳を守ることを政治信条とし、2019年夏に改選を迎える。

女性宮家の議論が脆弱になる要因の一つです。

「皇統」とは何か

そもそも、私たち日本国民は天皇陛下、皇室についてどれだけのことを知っているでしょうか。学ぶ機会

は十分にあったでしょうか。今一度考えてみたいのです。

神武天皇が奈良の橿原で即位を宣言されてから、今上陛下まで百二十五代、皇位は継承されてきました。時間にして二千六百年以上連続と続いてきた皇室の原則が「男系による皇位の継承」です。

男系とは、父方が天皇陛下または皇族で、その父方を辿っていけば初代の神武天皇まで遡ることができるということです。「男系」を「父系」と言い換えるとわかりやすいかもしれません。

皇統がどの時代においても一貫した血筋で繋がれてきたこと、これが「万世一系」と言われるゆえんです。二千六百年以上例外なく続いてきた皇位継承の価値や尊さを国民が共有してこそ、女性宮家の危険性が浮かび上がってきます。

日本の歴史上、男系の女性天皇は百二十五代中、八方(重祚(=再即位)もあり十代)いらっしゃいましたが、女系の天皇は有史以来、唯の一人もいらっしゃいません。ヨーロッパや中国のような「王朝の交代」は全く行われていないのです。

この秋、十一歳になられた秋篠宮家の悠仁親王殿下が即位される頃に、皇位継承権を持つ皇族方

がどなたもいらっしゃらないという事態は避けねばなりません。しかしだからと言って、女性皇族の方々が民間の男性とご結婚後に「女性宮家を作るべきだ」という考えに至るのは、議論の大きな飛躍があり危険を孕みます。

議論が分かれる女性宮家を作らずとも、両陛下の皇女であられ、ご結婚後皇籍を離脱され民間人となられた黒田清子様(伊勢の神宮祭主を務められるように、女性皇族の方々がご結婚後も、公的に活躍いただきたいと願うのは、世論の多くが支持する国民の願いであり、その可能性を検討し法整備を進めるべきだと考えます。

女性宮家がなぜ危険なのか

仮に、女性皇族がご結婚後、新しい宮家当主となり配偶者とともに皇室にとどまられるとすれば、民間の男性が結婚によって皇族になる、という日本の歴史上初めての経験をする事になります。つまり、父方を辿っても歴代の皇統に繋がらない男性の皇族が生まれてしまう。この男性の先祖・家系をいくら辿っても歴代の皇統には繋がりません。

仮にその女性宮家で御誕生になられたお子様が万が一にも皇位に就かれることになってしまったら、二千六百年以上続いてきた男系による万世一系の皇統、日本の伝統がそこで断絶することになります。例えば、女性皇族の方がスミスさ

んと結婚されて宮家を作り、そのお子様が皇位に就いた場合、二千六百年以上続いた男系による皇位継承の伝統はそこでついに終焉し、新しいスミス王朝が始まります。その時、日本国民はこぞって皇統の断絶と王朝の交代を受け止めることができるのでしょうか。その際には、国民が敬愛してきた皇室の皇位正統性について、世論が二分、三分してしまいうでしょう。

国民世論が分断された先に、果たして国民統合の象徴であられる天皇陛下や皇室の権威は今まで通り守られるのでしょうか。また、皇室や日本への国柄に対する信頼が揺らいだ先に、国民の安寧や幸せはあるのでしょうか。

女性宮家創設は、一見ソフトなイメージで聞こえが良いですが、次の

世代においては必ず皇位継承問題が頭をもたげてきます。このような将来国論を二分三分しかねない重大な懸念があるにもかかわらず、この実態について国民的な議論は未だなされていません。

そもそも定義すらされていない女性宮家の創設は、民進党の強い主張だからと附帯決議に突如盛り込むような事柄ではなく、日本の国柄を根底から大きく変質させる恐れがあることを、主権者たる国民の皆さんにお伝えしたいです。

皇位継承や皇室活動の安定のため、かねて保守派の間では、「旧皇族方の皇籍復帰」という解決策が示されています。敗戦後、昭和天皇と三方の弟君（直宮）以外の十一宮家は全て皇籍を離脱させるというGHQの圧力がありました。

ただだければと思います。私達自民党においては、女性宮家推進論の立場をとる若干名の議員を除いて、女性宮家が孕む本質的な危険性が認識されており、それ故に私達自民党から、女性宮家を提案することなどありませんでした。

今回民進党は、「女性宮家の創設を附帯決議に入れなければ、本体の法案も賛成しかねる」という交渉姿勢でありました。憲法一条に国民統合の象徴と定められた天皇陛下に関わる法案においては、是非与野党一致で可決したいと考える与党の足元が見られていたわけです。自民党としては、野党第一党が陛下の御事に関わる法案に反対するという事態は避けねばなりません。民進党が強い交渉力を持ち得た構造的背景です。ではかつて、民主党政権はどれだ

占領下の昭和二十二年、「皇位継承の点で不安が存しないと信ずる」から皇籍離脱を進めると時の片山哲総理大臣が発言し、皇位継承権を持つ男系男子が十分に確保されていることを条件として、日本政府はしぶしぶ占領政策に従ったわけです。

当時、加藤進宮内府次長が「万が一にも皇位を継ぐべきときが来るかもしれない」とのご自覚の下で身をお慎みになっていただきた」と主権回復後の将来の日本に希望を託し、皇籍離脱を余儀なくされた皇族方に、頭を下げておられます。

それから七十年が経った今、皇位継承権を持つ皇族方が極めて少ない現状を直視すれば、男系の血筋を持たれる旧皇族の方々に皇籍に復帰していただく選択肢も検討されるべきです。また、アメリカの占領下で決

け皇室に敬意を払った対応をしてきたのでしょうか。中国の習近平氏が来日した際、政治主導の名のもとに「一カ月ルール」をいとも簡単に破り、健康問題が案じられていた陛下のご公務に負荷がかかりました。一カ月ルールとは、各国要人が天皇陛下に謁見を希望する際、調整のために一カ月前までに文書で申請するよう宮内庁と外務省の間でなされている永年の取り決めです。

皇室軽視に映るこの不遜を憂えた当時野党の自民党は、民主党政権による天皇陛下の政治的利用を戒め、幾度となく時の政府に是正を申し入れてきました。

また、当時の枝野官房長官は、国会で「今上陛下は何代目の天皇か」と質問され、答えることができず、民主党政権中枢が皇室についての基本

められた「過去」を乗り越えていくことも、主権を持った日本国民の意思として重要ではないかと考えます。

同時に、皇室の現状を直視すれば、「旧皇族方の皇籍復帰」という原則論を主張するだけでは問題を解決したことにはならない、という戒めも持ちます。皇族になっていただくというのは、常に身を律し、身を挺して国民の安寧を願い、祈りをささげ、万が一の時には代理の利かない重責を担っていただくということなのです。

戦後七十余年の時間の流れを踏まえ、現実的・具体的な道筋を丁寧に議論していかねばなりません。

「女性宮家」論者の素顔

また、女性宮家創設を言い出しているのは誰かということも注視して

的知識すら持ち合わせてないことを露呈させました。

そんな人達が主導している女性宮家なのです。ですから、その方々が果たして本当に皇室敬慕の念を体現してきたのかという点も国民の皆さんには考えていただきたいことです。

陛下の負担を軽減させるか

よく「天皇后陛下の負担の軽減」と言われます。ただ、ただだけ宮家を増やしても、必ずしも天皇后陛下の代理が務まるわけではないでしょう。比較するのも畏れ多いことですが、例えば政治の現実においても、副大臣、政務官が果たして内閣総理大臣の代わりを務めることができるでしょうか。同じ政府の高官ですが、最高位の総理大臣と各府省

の政務官は、刻々と寄せられる情報の量も質も、重圧の度合いも発言の重みも全く違います。

「『負担の軽減』ということであれば、宮内庁で国事行為・公的行為の優先順位を精査していただき、象徴天皇としての在り方について国民の合意を形成していけばいい話です。

万が一の時には皇位を継承できる用意があるというのが、陛下を補佐する宮家の最も大切な役割ではないでしょうか。

我々は皇室について学んできたか

今後の皇室活動を視野に入れ、女性宮家が組上に載せられた形となりましたが、今回の附帯決議がどのような意図や背景の中で妥結されていたのかはほとんど報道されてい

ません。

現在、例えばいくつかの世論調査を見ても、女性宮家の創設に「賛成」は七割以上、「反対」は二割にも達しません。皇室や内親王、女王に対して敬愛の念をお持ちの国民世論においても、女性宮家の本質的危険性を知らされずに賛成をされると、「愛子さまも眞子さまも佳子さまもご活躍いただきたいし、女性宮家もいいじゃない」ととっさに感じられるのではないのでしょうか。

日本と皇室の永い歴史の歩みを学べば、女性宮家がどれだけ国柄を根幹から揺るがす問題を孕んでいるかということを理解して下さる方々も少なくないと思います。眞実を知っていただければ、世論は大きく変わるかもしれません。

この夏、日本の事を深く学びたい

右・左も相まって強く認識されている方も多いですが、一条から八条までは天皇陛下、皇室についての条項です。護憲派の人達が一語一句守ろうとしている憲法は天皇陛下、皇室で始まることを、国民の何割が意識されているでしょうか。今一度、問い直す必要があるかもしれません。

陛下と国民の紐帯

天皇陛下が国家の安泰と国民の安寧を祈り続けて下さることで、日本という国家の礎は築かれてきました。その働きは日本国内のみならず、政

府の外交とは別の次元での「国際交流」という形で、皇族方は人口や軍事力、経済力の大小を問わず、日本を大事に思っ下下さる国々の人々との通う親善を深めて下さっています。

高齢者の福祉、障害者施設の慰問ハンセン病の方々の思い、戦没者を悼んで、ご遺族に深く心を寄せられています。東日本大震災の時、菅首相が訪れても被災された皆さんが涙を流すことはありませんでした。しかし、天皇皇后両陛下が同じ目の高さになるまで膝を折り寄り添っていただいた時、被災者の方々の様々な思いが一気にこみあげて涙に変わっていったのです。困難や悲しみにある国民の声なき声をも拾われ、それを我が事として受け止めようと全身全霊で公務にあたられる両陛下のお姿があります。

昭和の先帝陛下は「万世一系は、まさに国民との信頼関係によって紡いでこられた」とおっしゃっています。唯一の血統をつないでこられた天皇陛下は、日本の心がひとつになる象

と集まって下さった十代から三十代の方々の前で講演をさせていただきました。参加者の若い女性に「今の陛下は何代目だと思えますか？」と質問してみると、「四代目？」と答えてくれました。彼女のロジックは、明治大正、昭和、平成こそが近現代の日本であり、天皇陛下も四人という考えだったのでしょう。その列の参加者に順次マイクを向けても、異口同音の答えが返ってきました。

彼女達の言葉に、私は一瞬、言葉を失いました。けれども、誰が彼女達を笑うことができるでしょうか。次代を担う若い世代が、皇室の事を学ぶ機会はどれだけあるでしょうか。今を生きる私達大人が、皇室や日本の国柄について学ぼうとどれだけ努めてこられたでしょうか。

現在憲法九条はイデオロギーの

徴です。そのご存在が国民に安心感を与え、日本という国が永遠に続くことを望む陛下と国民双方の信頼と敬愛が相まって、万世一系という世界に類を見ない皇統が久しく続いていたのです。だからこそ各国の王室をはじめ世界中が日本の皇室に対して敬意と共感と畏敬の念を払っている、という事実は今一度目を向けたらと思います。

私達国民が天皇陛下、皇室の動静に関心を持つというのはとても大事なことです。皇族方も感情をお持ちの生身のお方ではないです。皇族方による家庭内の非公式な会話や、皇室の中の確執と銘打った噂話などが、出典も真偽も明らかにされないまま活字や動画になり、いつの間にか「事実」として国民に定着することが、果たして本当に公正・フェア

アなかどうかは少し冷静に考える必要があるかもしれません。

今や誰もが「SNS放送局・発信手段」を持ち得る中で、口にするのものはかられるような心ない中傷や憶測が皇族方に向けられているのを目にする時、私はとても悲しくなります。そのような事実に基づかない批難も、残念ながら、皇族方の目に触れてはいはずがありません。

私は政治家なので、常に国民の皆さんからの評価に晒されていますが、事実と異なる偽情報や悪意ある印象操作を繰り返された場合は、マイクを持って毅然と反論することができません。しかし、皇族方は偽情報全てに宮内庁を通じて反論することも事実上できません。表現の自由が保障される日本にあって、事実に基づく情報発信を心から支持したいです。

たということとは、決して褒められることではありません。

政治家として自らの信ずるところと、自民党の方針が乖離してしまつたわけですから、自民党議員として厳しい制裁を受けるのは当然のことだと認識しています。重大な単独行動によって反対の意見があったことを公式記録に残し、保守の一定の民意を代弁していくわけですから、長年築いてきた信用と政治的リスクを賭していかねばならないことも理解します。

当時、通常国会は終盤を迎え、「テロ等準備罪」の議論で与野党が激しく衝突していました。「法案成否のためなら何でもあり」の国会終盤、私が附帯決議に反対の意を唱えたことで、仮に「与野党の信頼関係が崩れた」という論法が作られ、これが野党に利

矜持と責任

今回、国会で附帯決議に「賛成しかねる」という意思表示をしたことに対して、保守論客や全国各地の保守派の方々からは「ぶれずに想いを代弁してくれた国土」有村さんが日本の国柄を守ってくれた」等、励ましの声を数多くいただきました。草の根保守の方々がそれぞれ日の丸を掲げて一堂に会し、「有村さんを支持する」と国会前で街頭演説活動を展開して下さったことも、後に動画で知りました。私の信念や意図をご理解いただける国民がいらして下さることは本当に有難く、救われる想いです。心から感謝します。

しかし一方で、私単独で責任を全うできる程の影響にとどまらず、結

用された場合には、「組織犯罪処罰法」や百十年ぶりの刑法抜本改正法案の審議にも影響しかねない恐れがあり、事実自民党の国会対策はこれを警戒しました。

政府与党が支持率を下げてでもテロの無い安全な東京オリンピック・パラリンピックを実現するために必死で努力をしている中、野党の審議拒否の理由にされるということは絶対に避けねばならないことであり、これを全力で回避するのが、政党政治に生きる私の責務でもありました。

採決を終えたその日の深夜までに、与野党の関係事務所約五十軒に手紙を携えてお詫びに伺い、参議院自民党でお預かりしていた責任ある役割すべての辞表を提出しました。その後の内閣改造に伴う党執行部人事において、私は全ての責任ある役割

果的に多くの方々にご迷惑やご心配をお掛けしたことも事実です。

「静謐に」という方針のもと、審議の経過については詳細な報道もされず、自民党の平場の勉強会で皆で議論を磨いていったことも一度もありません。ただ衆参両院の正副議長を中心に、「この法案は全会一致で可決させたい」という目標の下、与野党のごくごく限られた幹部固定メンバーによって丁寧な合意形成が図られてきたことは確かです。大島理森衆議院議長、伊達忠一参議院議長、吉田博美参議院自民党幹事長をはじめ、衆参与野党の関係各位に、心からの敬意を持ちます。

ご存知の通り、自民党の党議拘束は非常に強いものがあります。たとえ、堅い政治信念があったとしても、党議拘束の意思決定に加われなかつ

から外れています。

女性宮家創設の是非、附帯決議に賛同しない議員がいたことを議事録に残した私の判断についても、今後長い時間を経て、やがては歴史の評価に耐えられたかどうかの審判が下ります。将来その時が来ることを強く信じ、要職を離れた今こそ、人格と胆力を鍛える時だと認識しています。

これを機に私は、一議員として出直し、後世に日本の国柄を残そうとした先人の声にも、今を生きる皆さんの声にも、心して耳を傾ける機会を全国各地で作っていきたくと考えています。天皇陛下の日本に対する尊いご貢献について学びを深め、全国の心ある皆さんとご一緒に皇室の^{いんぎさか} 弥栄を祈り、行動する保守議員でありたいです。